百々裏話（92）

おもて　あきら

◎観世織部清尚（1）
―鉄之丞家の代々（その一）―

観世銕之丞家の初代は、第十四代の観世大夫（数え方は観世家の伝による）織部清親の次男の清尚（キヨヒサ）に始まる。

清尚は享保12年（一七二七）生れ、父が35歳の時の子であり、兄の三十郎清温（後の元章）より五つ年下であった。『由緒書』（弘化四年。『能楽随想』所収）によると、13歳の元文4年（一七三九）7月3日に西丸奥御用を仰せ付けられているが、兄の三十郎は11歳で同じ命令を蒙っている。父の清親が将軍世嗣の大納言様（徳川家重）の能の指南役を仰せ付けられていたため、二人の子も幼少にして奥御用を勤める恩典に浴したのであろう。同年12月16日に御褒美として白銀三枚を頂戴している（由緒書）から、相応の役儀を勤めてはいたろうが、翌元文5年9月27日の二丸御能で田村のシテを勤めているのが『触流し御能組』、確認できる織之助の最も早い演能記録である。奥御用を勤める能役者は、誰にも依怙贔屓なく教えて善悪の評判は一切しないとか、城内で見聞した事は他言しないとか、お上の威光をかさに奢ったり、猥らの好色にふけらないとかいう事を誓約する起請文を提出する慣習であったが（『織部控』）、織之助はその誓詞を寛保2年（一七四二）5月19日に提出している（由緒書）。幼少の故を以て16歳まで猶予されていたのであろう。延享元年（一七四四）7月2日に、父清親の小原御幸仕舞付を書写したものが観世宗家に残っており、それには「観世織之助清尚（花押）」と署名がある。清尚の名も早くからのものらしい。『由緒書』には「延享二丑年十一月廿二日　表御能初而相勤」とあるが、それは八代将軍吉宗が退いて九代の家重が嗣いだ後の将軍宣下祝賀能の第四日で、烏帽子折のシテを織之助が勤めている（『将軍宣下御能組』）。表御能とは幕府の公式の能を意味する。

延享4年9月30日、父の織部清親が55歳で歿した。清親は、四座筆頭とは言いながら、三代将軍家光の頃には喜多流に、五代将軍綱吉時代には宝生流に、とかく押され気味であった観世座の勢力を、将軍世嗣指南役の地位を背景に盛り返し、観世流中興の基礎を固めた大夫である。また彼は、医師で学識の深かった森嘉内と交わり（『豊高日記』等）、世阿弥の伝書を転写している（『花鏡』『五音曲条々』等が観世宗家に現存）など、かなりインテリであったらしい。明和改正謡本に代表される元章の考証癖や、後述する清尚の筆まめなども、父の影響が考えられそうである。

清親の家督は長男の三十郎元章が同年12月2日に相続し、同月九日、三十郎は左近と通称を改めた（由緒書）。一方、弟の清尚は、翌延享5年3月23日の公郷衆饗応能に祝言能呉服を勤めた時には織之助であったが（触流し御能組）4月19日には願い出て織之助から織部に改めている（由緒書）。「織部」は、十三代の重記（滋章）、十四代の清親と、二代続いた観世大夫の芸名的な通称である。兄の元章が、八代元尚、九代身愛、十代重成、十一代重清と四代続いた「左近」の通称を復活したのに伴ない、弟の清尚が父の通称を継承したのであろう。そうした由緒ある名に改めている事実からも、清尚が当時すでに観世大夫家の別家的存在としての地位を確立していたことが推測される。例えば同年（寛延元年）12月11日の西丸御能では六番の能が舞われたが、宝生大夫と観世織部が三番ずつを勤めている（触流し御能組）。織部は兄の観世大夫の代理であったろうが、大夫の代りをただの弟が勤めるのは当時の幕府の能では稀有のことである。ほぼ大夫に準ずる待遇を城内で受けていたと見なしてよいであろう。寛延2年・3年

の公家衆饗応能でも、半能の祝言能ではあるが、織部清尚も四座一流の大夫と並んで一曲を割り当てられている。こうした表能にシテを勤めるのは、当時は、四座一流の大夫と、金春座の別家格で江戸初期以来の実績を持つ大蔵大夫と金春八左衛門、ならびにそれらの後継者に限られていた。この大蔵大夫や金春八左衛門と同格の位置を、織部を称する頃に清尚は獲得していたようである。

寛延3年(一七五〇)3月18日から5月23日へかけて、観世大夫元章は江戸筋違橋で晴天十五日間という未曽有の勧進能を催した。観世座の総力を結集した大興行であり、清尚も初日の脇能高砂をはじめ連日出演している。この時の勧進能は、将軍家指南役という地位を利用した元章の政治力があってこそ実現したものと見られ、当時の観世座の勢力の強大さを示しているが、前述した清尚の別家的存在への成長も、将軍家と観世座の密接な関係が背景であることは、言うまでもあるまい。

さて、観世織部清尚は、宝暦2(一七五二)年5月29日、江戸城焼火之間へ呼び出され、若年寄小出信濃守英智を通じて、〃御扶持方拾人扶持一生之内下し置かれ、常詰を仰せ付けらるる〃由を申し渡された(由緒書)。それまでは、折々の下賜金や出勤ごとの手当はあったものの、幕府からの定まる俸禄はなかったのである。観世大夫の弟ではあったが、観世座内での地位も不確定だったと思われる。拾人扶持はさほど多い扶持ではなく(地謡方が五〜八人扶持)、また一生の間(一代限り)という限定つきではあったが、新規に扶持を拝領したことの意味は大きい。清尚はこの時初めて、観世大夫の子弟としてではなく、観世座に属する独立の一家としての位置を獲得したと言ってよいであろう。勿論それは大夫に次ぐ席次であった。実績として積み重ねてきた別家的機能が、幕府から公的に認められたことをも、それは同時に示している。〃一生之内〃のはずの拾人扶持が実際には代々続いたのであるから、もし嫡之丞家——清尚自身は「織部家」と称していた——の起りを限定して求めるとしたら、新規に扶持を拝領した宝暦2年5月29日とするのが、最も妥当な見解であろう。時に清尚26歳であった。すでに結婚していたと思われるが、長男の織之助清充(後に十八代の観世大夫)が生れたのは宝暦6年である。

宝暦8年2月11日、観世大夫元章は大納言様(将軍家重の世嗣家治)の能の稽古を仰せ付けられた。二代続いて将軍家指南役の地位を得たわけである。この時清尚も、大夫が病気や差合の節は代理として罷り出て指南するよう命じられた。事実、しばしば兄に代って家治の稽古に参上したようである(由緒書)。その家治が宝暦10年には将軍職を嗣ぎ、その将軍宣下祝賀能には、清尚も三日目(9月23日)に祝言呉服を、四日目(9月25日)に烏帽子折を勤めている(将軍宣下御能組)。家治も父の家重に劣らず能を好み、将軍になってからも元章や清尚の指南を受けていた。宝暦12年3月22日には猩々乱を舞ったが、清尚が主として指導にあたったと見えて、白銀二十枚を頂載している(別に地を勤めた分として銀二枚)(由緒書)。なおその前年の宝暦11年には三男鉄之丞清興が生れた。後の二代目織部である。

ところで、四座一流の主な能役者は、居住する土地を幕府から拝借するのが普通で、その敷地を拝領屋敷と称した。清尚も拝領を願い出て宝暦9年12月18日に許可され、適当な地を見立てて申し出るよう言われていたが、五年後の明和元年(一七六四)11月20日に、下谷小嶋町に六百五拾七坪余の屋敷(土地)を拝領した(由緒書)。百坪未満が多かった他の能役者の分とは段違いで、京橋弓町の観世大夫の拝領屋敷五百二拾四坪より広い(もっとも、観世大夫は別に千百坪余の観世屋敷を京都に拝領していた)。当時の清尚の勢力を偲ばせるに足るこの広大な拝領地を得て、観世織部家は名実ともに観世大夫家から分家したと言ってよいであろう。〈続く〉(47・5・28)